

更別村農業委員会議事録

令和7年 第2回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和7年2月13日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和7年2月13日（13時30分開会、14時25分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席11名、欠席 1名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
欠席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

6番 藤澤委員 7番 日光委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 報告第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 更別農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

③ 令和7年第3回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。本日、細川委員が欠席と伺っておりますので、その他の方は見えられておりますので、定刻になりましたが、その前にですね、5日6日と南十勝農業委員会研修会を更別当番で開催させていただきました。参加していただいた皆さんありがとうございました。天候が心配されたところですが、無事に終わることが出来まして、ありがとうございました。

それでは、ただ今から令和7年第2回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は11名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さん強風悪路の中お集まりいただき、ありがとうございます。

また、先週出席された方も、残念ながら出席できなかった方も、大雪等の影響を考えると、大変お疲れさまでした。また、当番ということで大変な準備に奔走いただいた事務局のお二方にも、感謝申し上げます。

それでは早速進めたいと思います。本日は報告事項3件、議案7件となっております。慎重審議の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。6番 藤澤委員、7

番 日光委員、それぞれよろしくお願ひ致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願ひ致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。1月定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願ひ致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願ひ致します。

【事務局長】 報告第2号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

1月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借6件、売買1件のあっせんが成立しております。

賃貸借1件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借2件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借3件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借4件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借5件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借 6 件目、内容は議案のとおりです。

続いて売買 1 件目、内容は議案のとおりです。

【議 長】 それではただ今説明がありました、賃貸借 1 件目から 6 件目についてあっせん委員長を務められました細川委員が欠席ですので、あっせん委員の日光委員より報告お願い致します。

【日光委員】 1 月 23 日、定例総会終了後にあっせん委員会を、細川委員と私、瀬田川委員、本多委員で行いまして、書類あっせんということで、特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議 長】 続いて、売買 1 件目について、あっせん委員長を務められました田中委員より報告お願い致します。

【田中委員】 1 月 30 日、あっせん委員会を私と瀬田川委員、井上委員、本多委員で行いまして、特に問題なく無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議 長】 ただ今報告がありました、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第 3 号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について (結果報告)

【議 長】 それでは次へ進みます。報告第 3 号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整について、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第 3 号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整、結果報告について説明致します。

別紙の議件説明用資料をご覧ください。黒丸で旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 2 項、「農業委員会は…農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため…農地中間管理事業（農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があった場合に限る。）…の実施が必要であると認めるときは、…農地中間管理機構の同意を得て、農地中間管理機構を含めて当該調整を行うものとする。」とされています。

その下に「農地中間管理事業」の説明を記載しています。農地中間管理機構が申出者から賃借権又は使用貸借による権利＝農地中間管理権を取

得し、担い手等に貸付を行う事業です。要は機構が農用地を借りて転貸する事業になります。記載はありませんが、以前は、申出者へ国から農地集積に寄与したということで協力金が支払われていたため、この事業の取り扱いがありました。協力金の要件が厳しくなって現在は新規での取り扱いは行っていませんでした。ただ、制度改正によって新年度からは農地中間管理機構である農業公社を介することが基本になります。

その下の※印は今年3月までの取扱いになりますので、説明は省略します。

この農地中間管理事業は、あっせんとは区分されておりますので、利用調整としています。

1月定例総会以降の農用地利用調整委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借1件の利用調整を行っております。

内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、利用調整委員長を務められました田中委員より報告お願い致します。

【田中委員】 1月30日、農用地利用調整委員会を私と瀬田川委員、井上委員、本多委員で行いまして、特に問題なく無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件についてよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(4) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致します。

所有権移転1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。1頁が図面、2頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、3頁左上の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び

家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、右下の「10 周辺地域の関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、担当委員にお願いをしております、本日欠席ですが、12月21日に現地確認して、畑として利用していることを確認しているとのことでした。

【議長】 それでは、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（「ありません」の声）

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは許可するものと致します。

(5) 議案第2号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 続いて議案第2号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明願います。

【事務局長】 議案第2号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は5頁からになります。5頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、8頁に利用計画図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は10頁からになります。10頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、13頁に利用計画図を付けております。

こちらも別紙で航空写真の方も配布をしております。

3件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は15頁からになります。15頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、22頁に配置図を付けております。

こちらにも別紙で航空写真の方も配布をしております。

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、1件目と2件目については、このあと議案第3号で、また3件目については、議案第4号で転用許可申請が出て参ります。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、1件目と2件目は議案第3号と、3件目は議案第4号と関連しますので、それぞれ議案第3号及び第4号の説明が終わってから併せて審議と致します。

(6) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

【議長】 続いて、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について説明願います。

【事務局長】 それでは引き続きまして議案第3号の説明を致します。農地法第4条の規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときは、その時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は5頁からになります。まず5頁に申請地の位置図を付けております。

なお、別紙で航空写真の方も配布をしております。

資料6頁からは許可申請書の写しを付けております。左下に「3 転用計画」とあり、(1)に「転用目的」、(2)に「転用事由の詳細」が記載されております。

右上の(3)の表には工事期間と各建築物等の面積、その下の3には資金計画が記載されています。

8頁は利用計画図です。

9頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件を確認くださいますようお願い致します。

左の方ですが、上から1.立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域

内農地、甲種農地、第1種から第3種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由を記載のとおりとしております。続いて(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として、記載のとおりとしております。

これらの内容により、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側、2の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

続いて2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は10頁からになります。まず10頁に申請地の位置図を付けております。

なお、別紙で航空写真の方も配布をしております。

資料11頁からは許可申請書の写しを付けております。左下に「2 転用計画」とあり、(1)に「転用目的」、(2)に「転用事由の詳細」が記載されております。

右上の(3)の表には工事期間と各建築物等の面積、その下の3には資金計画が記載されています。

13頁は利用計画図です。

14頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

左側の方ですが、上から1.立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第1種から第3種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由を記載のとおりとしております。続いて(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として、記載のとおりとしております。

これらの内容により、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側、2の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと、整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第2号の農振用途変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは1件目について現地確認いただいた家常委員の方より報告をお願い致します。

【家常委員】 昨日ですけど2月12日に現地を確認いたしました。作業効率等を含め、当該地を選定していることは、適切であると考えます。

【議長】 次に2件目について現地確認いただいた高橋英樹委員の方より報告をお願い致します。

【高橋英樹委員】 本日2月13日に現地を確認しました。本人申請のとおり、現地は雨水がたまりやすい耕作に不適切な場所を選定していることから、適切であると考えます。

【議長】 それでは、少々時間を取りますので。議案と資料の内容の確認をお願いします。その後でご審議いただきたいと思います。
(各委員内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？確認していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 まず1件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、まず議案第2号の更別村農業振興地域整備計画の変更についての1件目について、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 続いて、議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請についての1件目について、許可相当としてよろしいか、また、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可してよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、議案第2号の1件目については、異議なしとして回答するものとし、議案第3号の1件目については、許可相当とし、併せて村が農業

振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可するものと致します。
続いて2件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、まず議案第2号の更別村農業振興地域整備計画の変更についての2件目について、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 続いて、議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請についての2件目について、許可相当としてよろしいか、また、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可してよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、議案第2号の2件目については、異議なしとして回答するものとし、議案第3号の2件目については、許可相当とし、併せて村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可するものと致します。

(7) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

【議長】 続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について説明願います。

【事務局長】 それでは引き続きまして議案第4号の説明を致します。
転用のための権利の移転について、農地法第5条の規定に基づき許可してよろしいか審議願うものです。

なお、今回出された農地転用申請ですが、転用面積が30a、3反を超えるため北海道農業会議への意見聴取対象案件となりますので、農業会議へ許可相当として意見聴取を行ってよろしいか、併せて農業会議の意見が許可相当であり、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときは、その時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は15頁からになります。まず15頁に申請地の位置図を付けております。

なお、別紙で航空写真の方も配布をしております。

資料16頁からは許可申請書の写しを付けております。17頁に「4 転用計画の詳細」とあり、(1)に「転用の目的」が記載されております。

(2)の表には工事期間と各建築物等の面積、18頁には資金計画が記載されています。

20頁に転用理由の詳細が記載されております。

22 頁は施設の配置図です。

23 頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

左側の方ですが、上から 1. 立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種から第 3 種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由を記載のとおりとしております。続いて(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として、記載のとおりとしております。

これらの内容により、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側、2 の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

先ほど説明したとおり、本件は北海道農業会議の意見聴取対象案件となりますので、本日は許可相当として農業会議に意見聴取とするかどうかと、農業会議から許可相当と意見が届き、村の農業振興地域整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、先ほどの議案第 3 号の農振計画変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、大規模事業のため、担当委員による現地確認は省略しております。

【議 長】 それでは、この件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（「ありません」の声）

【議 長】 なければ、まず議案第 2 号の更別村農業振興地域整備計画の変更の 3 件目について、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 次に、議案第 4 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、この内容で北海道農業会議へ許可相当として意見聴取を行ってもよろしいか、また、農業会議の意見が許可相当で、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可してよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、議案第 2 号の 3 件目については、異議なしで回答するものとし、議案第 4 号については、許可相当として農業会議へ意見聴取すること

とし、農業会議の意見が許可相当の場合で、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合は、許可するものと致します。

(8) 議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 5 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 5 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等 9 件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 2 号の賃貸借 1 件目で報告したものです。

賃貸借の 2 件目、内容は議案のとおりで、報告第 2 号の賃貸借 2 件目で報告したものです。

賃貸借の 3 件目、内容は議案のとおりで、報告第 2 号の賃貸借 3 件目で報告したものです。

賃貸借の 4 件目、内容は議案のとおりで、報告第 2 号の賃貸借 4 件目で報告したものです。

賃貸借の 5 件目、内容は議案のとおりで、報告第 2 号の賃貸借 5 件目で報告したものです。

賃貸借の 6 件目、内容は議案のとおりで、報告第 2 号の賃貸借 6 件目で報告したものです。

賃貸借の 7 件目、内容は議案のとおりで、こちらは 12 月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

賃貸借の 8 件目、内容は議案のとおりで、こちらも 12 月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

売買の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 2 号の売買 1 件目で報告したものです。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

なお、斗澤会長と家常委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

【議 長】 ただ今説明がありました。まず、賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて、賃貸借2件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて、賃貸借3件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて、賃貸借4件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

- 【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
- 【議 長】 続いて、賃貸借 5 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
- 【議 長】 続いて、賃貸借 6 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。

（家常委員退室）
- 【議 長】 続いて、賃貸借 7 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。

（家常委員入室）
- 【議 長】 続いて、賃貸借 8 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

(斗澤会長退室)

【議長代理】 それではこの場で失礼致します。続いて売買1件目について、ご意見ご質問があればお願いします。

(質疑等無)

【議長代理】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長代理】 それでは決定するものと致します。

(斗澤会長入室)

(9) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

【議長】 次、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見について説明お願い致します。

【事務局】 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見について説明致します。

中間管理法に基づき更別村から次の1案件に係る農用地利用集積等促進計画(案)についての意見を求められましたので、審議願うとともに、併せて農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。

内容は議案のとおりです。

なお、調整内容は、報告第3号で報告しております。

以上の農用地利用集積等促進計画(案)に対し、2に記載のとおり、適正と認め、その旨を当農業委員会の意見として更別村へ提出してよろしいか、併せて農地中間管理機構に対して農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してよろしいか、審議をお願い致します。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、この件につきまして何かご意見

ご質問等があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 無ければ、更別村に対して、このとおり意見を付して、併せて農地中間管理機構に対して農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、更別村に対して、このとおり意見を付して、併せて農地中間管理機構に対して農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することと致します。

(10) 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

賃貸借10件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料24頁から26頁に申出地の図面を付けております。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料27頁に申出地の図面を付けております。

3件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料28頁、29頁に申出地の図面を付けております。

4件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料30頁に申出地の図面を付けております。

5件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料31頁に申出地の図面を付けております。

6件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料32頁に申出地の図面を付けております。

7 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 33 頁に申出地の図面を付けております。

8 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 34 頁から 36 頁に申出地の図面を付けて
おります。

9 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 37 頁、38 頁に申出地の図面を付けてお
ります。

10 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 39 頁から 41 頁に申出地の図面を付けて
おります。

なお、2 件目から 6 件目、8 件目、10 件目は従前と変わらない内容とな
りますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。
また、1 件目については双方の委任状が提出されております。

なお、今回件数が多くなっていますが、制度改正目前であり、4 月 5 月
に期限を迎える 3 件目から 10 件目の賃貸借については、公社を通さずに
現制度によるあっせん、集積計画での処理を行うためのものとなっています。

【議 長】 ただ今説明があつたとおり、賃貸借 10 件の農地のあっせんの申出があり
ました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせんをするものと致します。併せて、2 件目から 6 件目、
8 件目、10 件目については従前と変わらないので、書類あっせんという
形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。

件数多くて、担当委員と当事者の調整もありますので、変則ですが、
まず 3 件目のあっせん委員ですが、瀬田川委員、日光委員、藤澤委員、家
常委員。よろしくお願い致します。

次に、1 件目、2 件目、4 件目、5 件目、6 件目、8 件目、10 件目のあっ
せん委員ですが、早坂委員、日光委員、藤澤委員、家常委員。よろしくお
願い致します。

以上、1 件目から 6 件目、8 件目、10 件目のあっせん委員会の開催です

が、定例会終了後でよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

7 件目、9 件目のあっせん委員ですが、早坂委員、瀬田川委員、高橋秀範委員、本多委員。よろしくお願ひ致します。

※あっせんの日程調整

【議 長】 それでは7 件目と9 件目のあっせん委員会を2 月26 日 13 時30 分からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願ひ致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和7年 第3回農業委員会定例総会について

※第3 回定例総会は、3 月13 日(木) 13 時30 分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 それでは、これで第2回定例総会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。